

## AV-8ハリアーの墜落事故に対する意見書

平成28年9月22日午後1時55分頃、第31海兵遠征部隊指揮下のAV-8ハリアーが嘉手納基地を離陸後、沖縄本島の東約150キロ沖合で墜落する事故が発生した。沖縄近海での事故であるが、もし一歩間違えば住民居住地に墜落し大惨事を引き起こす危険性があり、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

同型機の事故は復帰後19回も発生し、他の航空機墜落事故も含めると46回で枚挙にいとまがなく、世界で最も危険な米軍基地であることを如実に示すものであり、常時異常事態だと言わざるを得ない。これら米軍機による度重なる事故は地域住民の生命、財産を常に危険にさらし、受忍限度をはるかに超えている。

本町議会はその都度、米軍や日米両政府等関係機関に対し厳重に抗議し、事故の再発防止や原因の徹底究明、その間の飛行訓練中止を求めてきたが一向に改善されないままであり、このような理不尽な姿勢に激しい憤りを禁じえない。

よって、嘉手納町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落事故に厳重に抗議するとともに、下記事項を厳守するよう強く要求する。

### 記

1. 墜落事故の原因を徹底的に究明し、結果を速やかに公表すること。
2. 事故原因が究明されるまでAV-8ハリアーの飛来、飛行訓練を一切中止すること。
3. いかなる外来機も飛来及び訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長 沖縄県知事

## AV-8ハリアーの墜落事故に対する抗議決議

平成28年9月22日午後1時55分頃、第31海兵遠征部隊指揮下のAV-8ハリアーが嘉手納基地を離陸後、沖縄本島の東約150キロ沖合で墜落する事故が発生した。沖縄近海での事故であるが、もし一歩間違えば住民居住地に墜落し大惨事を引き起こす危険性があり、町民はもとより県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

同型機の事故は復帰後19回も発生し、他の航空機墜落事故も含めると46回で枚挙にいとまがなく、世界で最も危険な米軍基地であることを如実に示すものであり、常時異常事態だと言わざるを得ない。これら米軍機による度重なる事故は地域住民の生命、財産を常に危険にさらし、受忍限度をはるかに超えている。

本町議会はその都度、米軍や日米両政府等関係機関に対し厳重に抗議し、事故の再発防止や原因の徹底究明、その間の飛行訓練中止を求めてきたが一向に改善されないままであり、このような理不尽な姿勢に激しい憤りを禁じえない。

よって、嘉手納町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から今回の墜落事故に厳重に抗議するとともに、下記事項を厳守するよう強く要求する。

### 記

1. 墜落事故の原因を徹底的に究明し、結果を速やかに公表すること。
2. 事故原因が究明されるまでAV-8ハリアーの飛来、飛行訓練を一切中止すること。
3. いかなる外来機も飛来及び訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成28年9月28日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使      在日米軍司令官      在沖米四軍沖縄地域調整官  
在沖米国総領事      第三海兵遠征軍司令官      嘉手納基地第18航空団司令官  
沖縄県議会議長